

協議会の運営方法について

1 委員の代理出席について

代理出席は不可とする。

2 委員の辞職や交代について

- ・ 校長推薦の委員については、校長が新たな委員の推薦を行う。
- ・ 町会・自治会の代表者については、各町会・自治会から新たな委員を選出してもらう。
- ・ 校長、副校長、教育改革担当部長が交代した場合は、後任者へ委員の委嘱を行う。

3 協議会の傍聴について

- ・ 原則として公開とする。非公開とする場合（秘密会）は、出席者の過半数で決定する。（要綱第6条第3項）
- ・ 傍聴は、事前申込み制とする。

4 協議会の記録について

- ・ 要点筆記（録音有）、発言者無記名（委員と表示）で事務局が作成する。

5 協議会の会議録の公開について

- ・ 会議録は委員確認後、教育委員会ホームページで公開する。
- ・ 開催内容（次第、配布資料等）や次回の開催日程等については、協議会終了後速やかに、教育委員会ホームページに掲載する。
- ・ 「協議会ニュース」を発行し、当該校、近隣幼稚園・保育園の保護者への配布及び関係町会・自治会への回覧・掲示等を行う。併せて、教育委員会ホームページにも掲載する。

6 協議会の開催場所

和泉中学校、新泉小学校、和泉小学校の持ち回りで開催することとする。

7 その他

その他、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度、協議会で協議して定める。